

違反対象物の公表に関する 要綱

岡崎市消防本部

違反対象物の公表に関する要綱

岡崎市消防本部

（趣旨）

第1条 この要綱は、岡崎市火災予防条例（以下「条例」という。）第55条の2及び岡崎市火災予防規則（以下「規則」という。）第16条の規定に基づき消防長が行う公表（以下「公表」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（消防長等の責務）

第2条 消防長又は消防署長（以下「消防長等」という。）は、防火対象物の安全性について利用者等が適切に判断できるよう、公表を適正に行わなければならない。

（公表対象違反の取扱い）

第3条 規則第16条第2項に規定する「設置されていない」とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置が義務となる防火対象物において、当該設備を構成する機器等が一切設置されていないことをいう。

（公表の手続）

- 第4条 査察員（岡崎市火災予防査察実施要綱（以下「査察要綱」という。）第8条第1項に規定する査察員をいう。以下同じ。）は、立入検査において公表対象違反を認めた場合は、その結果を公表調査報告書（様式第1号）に公表対象違反の事実の確認に必要な書類を添付し、消防長等に報告するものとする。
- 2 消防長等は、前項の規定による調査の結果に基づき、公表対象違反の有無、公表の要否、公表予定日を決定する。
 - 3 消防長等は、前項の規定により公表の実施を決定した場合は、公表対象違反がある防火対象物の関係者に対し、別記1の内容を記載した勧告書（査察要綱様式第5号）を交付するものとする。
 - 4 消防署長は、第2項の規定により公表の実施を決定した場合は、公表手続依頼書（様式第2号）により消防長へ公表を依頼するものとする。
 - 5 消防長は、第2項の規定により公表の実施を決定した場合又は前項の規定により消防署長から公表手続の依頼を受けた場合は、公表対象違反がある防火対象物の関係者に対し、公表通知書（様式第3号）を公表予定日の14日前までに交付するものとする。

（公表の実施）

第5条 消防長は、公表対象違反が公表予定日までに是正されない場合は、別記2に掲げる事項を、岡崎市消防本部ホームページに掲載し公表するものとする。

（是正の確認）

第6条 査察員は、公表を決定した防火対象物の関係者から公表対象違反を是正した旨の連絡を受けた場合は、是正状況を確認するものとする。

2 査察員は、公表を決定した防火対象物の公表対象違反に関する事項が是正されたことを確認した場合は、公表対象違反是正報告書(様式第4号)により、消防長等に報告するものとする。

3 消防署長は、前項の報告を受けた場合は公表手続依頼書により、消防長へ公表の取止め又は削除を依頼するものとする。

（情報の適正管理）

第7条 消防長は、現に公表している防火対象物の公表対象違反の情報を適正に管理するものとする。

2 消防長は、前条第2項の報告又は同条第3項の依頼を受け、公表を削除する場合、速やかに公表している情報を岡崎市消防本部ホームページから削除するものとする。

（委任）

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記 1 (第 4 条関係)

なお、岡崎市火災予防規則第16条第 2 項に規定する消防用設備等が設置されていない違反にあっては、勧告された日から14日を経過したのち、なお同一の違反が認められるときは、岡崎市火災予防条例第55条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

別記 2 (第 5 条関係)

公表事項

- 1 所在地
- 2 名 称
- 3 違反内容
- 4 違反の位置等
- 5 根拠法令等の条項
- 6 公表開始日

様式第 1 号

年 月 日		
消 防 長 (○消防署長) 様		
所属 階級、氏名		
公 表 調 査 報 告 書		
台 帳 番 号		
防火対象物の 名称・所在地	名 称	
	所在地	
防火対象物の 状 況	用 途	(項)
	構造等	造 地上 階 地下 階
	規 模	床面積 m ² 延べ面積 m ²
公表対象違反 に関する事項		
立 入 検 査 日	年 月 日	
公表通知書を 交付する名宛 人 の 情 報		
参 考 事 項		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 2 号

年 月 日		
消 防 長 様		
○ 消 防 署 長		
公 表 手 続 依 頼 書 (公表通知書の交付及びホームページへの公表) (公 表 の 取 止 め) (ホ ー ム ペ ー ジ か ら の 削 除)		
台 帳 番 号		
防火対象物の 名称・所在地	名 称	
	所在地	
防火対象物の 状 況	用 途	(項)
	構造等	造 地上 階 地下 階
	規 模	床面積 m ² 延べ面積 m ²
違 反 内 容		
違反の位置等		
立 入 検 査 日	年 月 日	
勸 告 書 及 び 公 表 通 知 書 交付 (予定) 日	年 月 日	
公表 (予定) 日	年 月 日	
参 考 資 料		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

公 表 通 知 書

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

岡崎市消防長 ○○ ○○ 印

あなたが所有（管理、占有）する防火対象物に関して、勧告書により勧告した消防法令違反のうち、現に違反が認められるものについて、岡崎市火災予防条例第55条の2第1項の規定に基づき公表します。

記

1 公表する事項

防火対象物	名 称	
	所 在 地	
違反の内容		

2 公表の方法

岡崎市消防本部ホームページへの掲載

3 公表予定日

年 月 日

4 備考

前1の違反の内容を是正したときは、下記の問合せ先へ連絡してください。公表予定日前に違反の是正を確認したときは、当該違反の内容については公表しません。既に公表している場合は、当該違反の内容に関する情報を岡崎市消防本部ホームページから削除します。

問合せ先
岡崎市消防本部予防課
（岡崎市〇消防署）
電話 局 番

様式第 4 号

年 月 日			
消 防 長（○消防署長） 様			
所属 階級、氏名			
公 表 対 象 違 反 是 正 報 告 書			
台 帳 番 号			
防 火 対 象 物 の 名 称 ・ 所 在 地	名 称		
	所在地		
防 火 対 象 物 の 状 況	用 途	(項)	
	構造等	造 地上 階 地下 階	
	規 模	床面積 m ²	延べ面積 m ²
公 表 対 象 違 反 に 関 する 事 項 の 状 況		確認日	年 月 日
立 入 検 査 日		年 月 日	
勧 告 書 及 び 公 表 通 知 書 交 付 日		年 月 日	
公 表 (予 定) 日		年 月 日	
参 考 事 項			

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。